

「在宅ケアセンター新大宮」  
重要事項説明書  
(介護型ヘルプサービス、生活支援型ヘルプサービス)

当事業所は御契約者に対して介護型ヘルプサービス、生活支援型ヘルプサービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容・契約上、ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

在宅ケアセンター新大宮  
京都市指定 2670100631号  
京都市指定 26A0100014号

1. 事業者

法人名	社会福祉法人 七野会
法人所在地	京都市北区大北山長谷町5番地36
電話番号・FAX	(075)466-5095 FAX 467-8477
代表者名	理事長 井上 ひろみ
設立年月日	昭和60年 7月 24日

2. 事業所の概要

種類	日常生活支援総合事業所(介護型ヘルプサービス・生活支援型ヘルプサービス)
事業の目的	介護型ヘルプサービス、生活支援型ヘルプサービスは、介護保険法令及び「京都市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱」に従い、ご契約者が居宅において可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、サービスを提供します。
名称	在宅ケアセンター新大宮
所在地	京都市北区紫竹西南町65-34
電話・FAX	075-492-3979 FAX 492-3983
管理者名	施設長 駒居 享生
運営方針	事業所の訪問介護員等は、要支援者の心身の特性をふまえてその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事その他の生活全般にわたる援助を行う。事業の実施にあたっては、関係市町村、地域包括支援センター、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
開設年月日	平成18年 5月 1日

### 3. 通常の事業の実施地域

京都市北区

### 4. 営業日及び営業時間

営業日	日曜日～土曜日
営業時間	午前8時30分～午後5時30分

### 5. 職員の体制(職員の配置については指定基準を充たしております)

職 種	常 勤	非常勤	職 務 の 内 容		
管理者 (兼務)	1名 (兼務)		職員を指導監督し適切な事業の運営をはかるように統括する。		
サービス提供責任者 (介護福祉士)	13名 (兼務)		訪問介護の利用申込に係る調整、訪問介護員に対する技術指導、訪問介護計画の作成などを行う。		
訪問 介護 員	介護福祉士	14名 (兼務)	10名 (兼務)	事業の目的にあたる内容を実施する。	
	訪問介護養成研修 1級課程修了者 (ヘルパー1級)	0名			0名
	訪問介護養成研修 2級課程修了者 (ヘルパー2級)	1名 (兼務)			8名 (兼務)

### 6. 利用料金表 (別紙)

### 7. 利用料金のお支払い方法

利用料金は1ヶ月ごとに計算し、ご請求しますので、翌月末日までに以下の方法でお支払いください。

- ・事業所に直接お支払い
- ・郵便振替で送金

口座 「0120-9-82287」 社会福祉法人 七野会

- ・指定郵便口座からの自動引き落とし

### 8. サービス利用の変更

- ・契約者の都合により、介護型ヘルプサービス、生活支援型ヘルプサービスの利用を中止することができます。この場合には実施日の24時間前までに事業者へ申し出てください。
- ・天候、災害等の理由によりサービスの提供が困難であると事業者が判断した場合は、サービスの変更又は中止をさせていただく場合があります。その際は、あらかじめご相談させていただきます。

## 9. 秘密の保持

- ・事業所職員は、サービス提供をする上で知り得た契約者及びその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は、契約終了後も同様です。
- ・事業所職員は、契約者から予め同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、契約者及びその家族の個人情報を用いません。

## 10. サービス提供中の事故発生時の対応について

- ・サービス提供中に事故等が発生した場合には、別途の「緊急時及び事故対応マニュアル」に沿って対応いたします。その際に、利用者およびご家族の安全と権利を守るよう努力すると共に、可能な限り事前に利用者およびご家族の納得、ご了解が得られるようにいたします。
- ・事業所は、本契約に基づくサービスの実施にともなって、自己の責に帰すべき事由により契約者に生じた損害について賠償する責任を負います。
- ・サービス提供中に事故等が発生した場合には速やかに京都市へ報告いたします。

## 11. 損害賠償について

- ・当事業所において、事業者の責任によりご契約者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を補償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。
- ・ただし、その損害の発生について、利用者に故意または過失が認められる場合には、利用者の置かれた心身の状況を勘案して相当と認められる場合には、事業者は損害賠償責任を減じる場合があります。

## 12. 苦情・相談の受け付け

- ・当事業所ではご契約者またはご家族の方からの苦情・相談の受け付けをおこなっております。

所在地 京都市北区紫竹西南町65-34  
電話番号 075-492-3979  
FAX 075-492-3983  
苦情受付担当者 サービス提供責任者 五十嵐敏男  
苦情解決責任者 管理者 駒居 享生  
受付時間 終日

- ・運営法人における苦情処理第三者委員による苦情の受付

### 第三者委員

小川 栄二 (元立命館大学教授)

藤松 素子 (佛教大学教授) 電話 075-491-2141 (佛教大学)

原田 眞美 (認知症の人と家族の会京都府支部世話人)

電話 050-5358-6580

(認知症の人と家族の会京都府支部)

- ・尚、当事業所以外にも、各区役所、国民健康保険団体連合会でも苦情を受け付けております。  
京都市北区役所保健福祉センター健康長寿推進課      電話 075-432-1366  
国民健康保険団体連合会      電話 075-354-9090

令和 年 月 日

介護型ヘルプサービス、生活支援型ヘルプサービスの開始にあたり、本書面に基づき重要事項の説明を行い交付しました。

在宅ケアセンター新大宮

職名

氏名

印

私は、本書面に基づいて在宅ケアセンター新大宮から重要事項の説明を受け、介護型ヘルプサービス、生活支援型ヘルプサービスの提供開始及び利用料の徴収について同意し、受領しました。また、サービス担当者会議等において利用者及び家族の必要な個人情報の提供についても同意しました。

利用者 氏名

印

署名代筆者 氏名

印

(本人との関係)